

第4章 計画の推進

① 計画の推進体制

この計画の第1章において、三重県のめざすべき姿を「私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。」と定めました。このめざすべき姿を実現するためには、県民の皆さんに、アクティブ・シチズンとして、主体的に環境保全の取組に参加していただくことが不可欠です。

三重県は、より良い環境を「協創」によって実現することをめざして、この計画を推進していきます。

(1) 県における推進体制

この計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) さまざまな主体との連携

「協創」によるより良い環境の実現に向けて、三重県では、県民や環境保全団体、NPO、事業者や企業の皆さんに、積極的に環境に関する情報の提供を行い、意識の共有化を図ります。

また、市町との情報交換等を通じて、県と市町あるいは市町相互の連携を強化するとともに、この計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携を図るとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

② 計画の進行管理

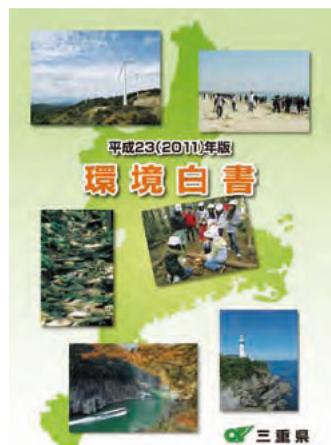
この計画を着実に実施していくために、計画を広く公表、周知するとともに、各施策の進捗状況等を把握し、適切な進行管理を行います。進捗状況の結果については、毎年度公表します。

(1) 推進計画（アクションプラン）による進行管理

- この計画の進捗管理は、4年程度を計画期間とする推進計画（アクションプラン）により行います。
- 推進計画（アクションプラン）において、施策の数値目標を設定し、それぞれの施策の実施状況を把握、評価します。
- 推進計画（アクションプラン）の評価の結果は、次期の推進計画（アクションプラン）の施策等にフィードバックしていきます。

(2) 年次報告・公表と県民意見の反映

- この計画に掲げた施策の実施状況、推進計画（アクションプラン）に掲げた取組の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告する等、幅広く県民に公表し、全庁の広聴広報・情報マネジメントを通じて県民の意見等を求めていきます。
- 県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットを通じて環境白書の内容を周知し、広く意見等を募っていきます。



環境白書

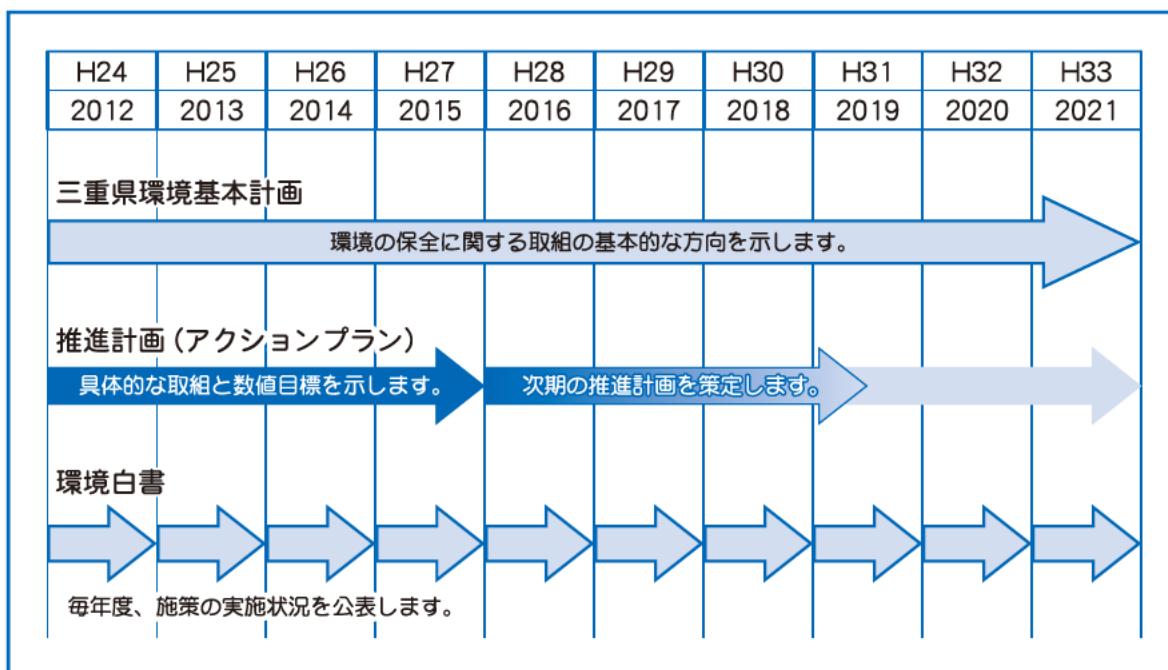
③ 財政上の措置

この計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

④ 計画の見直し

この計画は、2021年度（平成33年度）を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、基本部分に大きな変更があれば計画の見直しを行います。

参考 三重県環境基本計画の進行管理イメージ



県の推進・進行管理体制

「三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会」

- ・知事・副知事・部局長等で構成
- ・環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、ISO14001環境マネジメントシステムの推進等について検討

